

# 国保だより

## 限度額適用認定証について

### ●現在、限度額適用認定証をお持ちでないかた

外来受診者	事前手続き	病院・薬局へ
70歳未満のかた 70歳以上非課税世帯のかた ※下の表区分、低所得I・低所得IIのかた	国保課・行政センター、支所に 保険証を持参して限度額適用認定証 の申請をしてください	限度額適用認定証を保険証等と一緒に 窓口で提示してください
70歳以上の課税世帯のかた ※下の表区分、一定以上所得者及び一般のかた	必要ありません	保険証を窓口で提示してください

※非課税世帯とは、世帯主と被保険者全員が非課税である世帯のことです。

- 一箇所の病院・薬局等で高額になる場合です。
- 複数の病院で高額療養費の合算対象になる場合は、併せて使用することは出来ませんので、高額療養費の申請が必要です。  
※申請の際には必ず領収書をお持ちください。
- 現在限度額適用認定証をお持ちのかたは、そのまま使用できます。
- 限度額適用認定証の有効期限は毎年7月31日です。8月以降も必要のかたは、8月になってから、再度窓口で申請してください。  
(7月中は8月以降の限度額適用認定証は発行できません)

～平成29年8月から70歳以上の自己負担限度額が下記の表のとおり変更になります～  
(70歳未満は変更ありません。)

### 自己負担限度額（月額） 70歳以上のかた

	外来【個人単位】		外来+入院【世帯単位】		外来+入院【個人単位】 75歳到達月(月の初日生まれの方は除く)		標準負担額 (食事) 1食あたり	
	～H29.7月診療	H29.8月診療～	～H29.7月診療	H29.8月診療～	～H29.7月診療	H29.8月診療～	～H28.3月診療	H28.4月診療～
現役並み 所得者 (負担割合 3割)	44,400円 《22,200円》	57,600円 《28,800円》	80,100円 (44,400円) (医療費が267,000円を超えた場 合は、超えた分の1%を加算)		40,050円 (22,200円) (医療費が133,500円を超えた場 合は、超えた分の1%を加算)			
一般	12,000円 《6,000円》	14,000円 《7,000円》 [年間(8月1日 ～翌年7月31日 まで)144,000円 上限]	44,400円	57,600円 (44,400円)	22,200円	28,800円 (22,200円)	260円	360円(*)
低所得II	8,000円《4,000円》		24,600円		12,300円		210円 (160円)	
低所得I	8,000円《4,000円》		15,000円		7,500円		100円	

※( )内の金額は、過去12か月間に自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の金額です。

※《 》内の金額は75歳到達月での限度額となります。ただし、月の初日生まれのかたは除きます。

※標準負担額の( )内の金額は、入院日数が90日を超える場合です。

(\*) 指定難病のかた、小児慢性特定疾病のかた、平成28年4月1日において、すでに1年を超えて精神病棟に入院しているかたの負担額は260円のままです。合併症等により転退院した場合、同日内に再入院するかたについても負担額は260円のままです。

### 自己負担限度額（月額） 70歳未満のかた

証の 表示	区分	所得要件	自己負担限度額 (月額)		標準負担額 (食事) 1食あたり	
			3回目まで	4回目以降	～H28.3月診療	H28.4月診療～
ア	住民 税 課 税 世 帯	(年間所得901万円を超える世帯)	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は 超えた分の1%を加算)	140,100円	260円	360円(*)
イ		(年間所得600万円超～901万円以下の世帯)	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は 超えた分の1%を加算)	93,000円		
ウ		(年間所得210万円超～600万円以下の世帯)	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は 超えた分の1%を加算)	44,400円		
エ		(年間所得210万円以下の世帯)	57,600円	44,400円		
オ	住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	210円 (160円)	

※過去12か月の間に、高額療養費の支給を4回以上受けた場合は、4回目以降の自己負担限度額になります。

※標準負担額の( )内の金額は、入院日数が90日を超える場合です。

保険証・限度額適用認定証についてのお問い合わせは 国民健康保険課 給付係(☎095-829-1136)まで

平成29年度の国民健康保険税の納税通知書は、6月中旬に発送する予定です

平成29年度の国民健康保険税について

税率及び課税限度額は平成28年度と変更ありません。  
 低所得者に対する軽減判定所得の基準が拡大されました。  
 (詳しくは「減額制度について」をご参照ください。)

平成29年度の国保税の計算方法

年税額	所得割額	均等割額	平等割額
基礎課税額	課税標準額 × 8.1%	1人につき 24,800円	1世帯につき 18,400円
+	+	+	+
後期高齢者支援金等課税額	課税標準額 × 3.0%	1人につき 9,500円	1世帯につき 6,900円
+	+	+	+
介護納付金課税額	課税標準額 × 2.3%	1人につき 8,700円	1世帯につき 4,900円

※課税標準額…個人ごとに、総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額が国保の課税標準額です。

※基礎課税額の課税限度額は54万円です。後期高齢者支援金等課税額の課税限度額は19万円です。  
 介護納付金課税額の課税限度額は16万円です。いずれも28年度と同額です。

減額制度について

前年中の所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため均等割額と平等割額が次の割合で軽減されます。

減額判定の対象となる所得	判定基準	軽減割合
世帯主の所得	① 33万円以下	7割減額
被保険者の所得	② 33万円 + $\left\{ 27\text{万円} \times \left( \text{被保険者数} + \text{後期高齢者医療制度への移行者数} \right) \right\}$ 以下	5割減額
後期高齢者医療制度に移行したかたの所得	③ 33万円 + $\left\{ 49\text{万円} \times \left( \text{被保険者数} + \text{後期高齢者医療制度への移行者数} \right) \right\}$ 以下	2割減額

※平成29年度より、5割減額及び2割減額の対象者が拡大されました。②の5割減額については、26万5千円から**27万円**に、③の2割減額については、48万円から**49万円**に変更になりました。

被保険者が75歳となり後期高齢者医療制度への移行に伴う減額について

- ① 国保から後期高齢者医療制度に移行したかたがいた場合、移行後も同じ減額割合となるように、後期高齢者医療制度に移行したかたも含めて減額割合の判定をします。(移行したかたが転出したり、世帯主変更があった場合などは、再判定します。)
- ② 75歳以上のかたが後期高齢者医療制度に移行し、残った国保被保険者が1人となる場合、国保世帯の基礎課税分と後期高齢者支援金等課税額分の平等割額が、移行後の5年間は半額減額され、その後の3年間は4分の1が減額されます。
- ③ 75歳以上のかたが社会保険などの保険から後期高齢者医療制度に移行することによって、その保険の被扶養者だった75歳未満のかたは国保に加入し、新たに保険税を負担するようになります。このうち65歳以上のかた(旧被扶養者)については、所得割額が全額減免されます。また、7割・5割減額に該当する場合を除き、均等割額が半額減免され、旧被扶養者のみで構成される世帯については平等割額も半額減免されます。

※上記の減額制度については自動的に適用されますので、申請の必要はありません。

## 国保税の特別徴収（年金天引き）について

国保税の年金からの特別徴収(年金天引き)は、次の①～③のすべてに該当するかたが対象です。

- ① 65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成されている世帯で
- ② 世帯主が特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給しており
- ③ 国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる年金の支給額の1/2を超えないかた

※擬制世帯(世帯主が国保の被保険者でないときでも、その世帯内に被保険者がいる世帯)及び世帯の中に年度の途中で75歳になるかたがいる場合は、特別徴収の対象とはなりません。

※年度の途中で税額の変更があった場合などには、普通徴収に切り替わることがあります。

※対象となるかたについては、1年間の国保税額を6回に分けて、偶数月に支給される年金から天引きさせていただきます。

ただし、4月と6月は、年間の税額が確定していないため、前年度の税額をもとに仮徴収します。

8月以降は、確定した年税額から納付済の税額を差し引いた残りの額を4回に分けて徴収します。

なお、平成29年度の特別徴収の対象となるかたについては、事前に通知書を送付しています。

※国保税が特別徴収(年金天引き)となるかたは、お申し出により、口座振替に変更できます。

ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

また、申し出後、口座振替による納付ができないときは、年金からの天引きに変更することがあります。

## 口座振替の申込手続きについて

口座振替の申込手続きは次のとおりです。

- ・金融機関でのお申込み：窓口に通帳・届出印と納税通知書を持参して、手続きをお願いします。
- ・市役所でのお申込み：市役所収納課の窓口ではキャッシュカードを使い、より簡単に手続きが可能です。  
健康保険証などの本人確認ができるものを併せてご持参ください。【十八・親和・ゆうちょ銀行のみ】

詳しくは、収納課 収納係 ☎：095-829-1130)へお問い合わせください。

## 倒産・解雇・雇い止めなどにより離職されたかたへの国保税の軽減について

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な事由により離職され、失業等給付を受けるかたについては、国保税が軽減されます。

### 【対象となるかた】

ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証により、

雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）

雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

いずれかの資格を有することを確認できるかた

### 【対象となる期間】

離職の翌日から翌年度末までの国保税を軽減

例) 平成29年3月31日～平成30年3月30日離職のかた⇒平成29年度・平成30年度の国保税を軽減

例) 平成28年3月31日～平成29年3月30日離職のかた⇒平成28年度・平成29年度の国保税を軽減

対象となるかたは、国保税の算定にあたり、前年の給与所得を30/100として計算します。

#### ◎ 軽減例1

世帯主(42歳)妻(42歳)、子(10歳)の3人世帯

世帯主の平成28年給与収入300万円

給与以外の所得はない場合

軽減前の年税額 軽減後の年税額  
363,400円 ⇒ 108,100円

#### ◎ 軽減例2

世帯主(42歳)のみの1人世帯

世帯主の平成28年給与収入200万円

給与以外の所得はない場合

軽減前の年税額 軽減後の年税額  
192,300円 ⇒ 41,300円

※上記はあくまで、一例であり、世帯構成・給与以外の所得(年金・事業所得等)などによっても、年税額・軽減額は異なります。詳しくは個別にお尋ねください。

◆ 軽減を受けるためには、申請が必要です ◆

雇用保険受給資格者証・国民健康保険被保険者証をご用意のうえ、ご相談ください。

国保税に関するお問い合わせは 国民健康保険課 賦課係(☎：095-829-1226)まで

## ～平成29年10月から65歳以上の入院時の居住費が変更になります～

(H29年9月まで)

65歳以上	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者) ※	320円/日
医療区分ⅡⅢ※ (医療の必要性の高い者)	0円/日
難病患者	



(H29年10月～H30年3月)

65歳以上	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者) ※	370円/日
医療区分ⅡⅢ※ (医療の必要性の高い者)	200円/日
難病患者	

※医療区分Ⅱ：筋ジストロフィー、多発性硬化症、筋委縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患等  
 ※医療区分Ⅲ：スモン、医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態

居住費についてのお問い合わせは 国民健康保険課 給付係(☎095-829-1136)まで

## 国保税の納付について

国民健康保険は、病気やけがなどの際の保険給付を、加入者それぞれが負担する国保税によって行う、支えあいの制度です。

国保税は国保事業の大切な財源ですので、必ず納期限内に納付してください。

### 国保税を滞納すると

納期限を過ぎると、まず督促状が届きます。督促状にかかる税金等を完納しない場合には、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

また、保険証の更新時に、通常より有効期限の短い「**短期保険証**」が交付され、有効期限が切れる度に納税相談を実施することになります。



特別な事情もなく納期限から1年以上滞納した場合、一旦保険証を返還していただき、代わりに「**資格証明書**」を交付します。

これは、国保の資格を証明するだけのもので、医療機関にかかるときには医療費が一旦全額自己負担となります。



納期限から1年6か月を経過すると、**国保の給付が全部または一部差し止められる場合があります。**

### 納税相談について

理由なく納付いただけない場合、**給与等の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。**やむを得ない理由により納付が困難な場合は、**収納課**までお早めにご相談ください。

また、水害や台風などの天災、生活困窮、その他特別の事情があって納付できない場合は、**国民健康保険課賦課係**までご相談ください。

納税相談は収納課 (☎：095-829-1130) まで  
 減免の相談は国民健康保険課 賦課係 (☎：095-829-1226) まで

**国保税のお支払いは  
 便利で確実な口座振替で！**